

オープンカウンター方式による見積依頼の公示

令和8年2月12日

支出負担行為担当官

奈良地方検察庁検事正 民野健治

下記のとおりオープンカウンター方式による見積合せに付します。

記

1 電子調達システムの利用

本調達は、「電子調達システム」(<https://www.p-portal.go.jp/>)を利用した見積書の提出及び開札手続により実施するものとする。

ただし、「紙」又は「電子データ」による見積書の提出も可とする。

2 オープンカウンター方式による見積合せに付する事項

- (1) 件名等 奈良地方法務合同庁舎における自家用電気工作物保安管理業務
- (2) 業務場所 契約書案のとおり
- (3) 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (4) 業務内容 契約書案のとおり

3 オープンカウンター方式による見積合せに参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同令第70条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 次の各号のいずれかに該当する者であること

ア 令和7・8・9年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」において、A、B、C又はDの等級に格付けされ、近畿地域の競争参加資格を有する者

イ 奈良地方検察庁が作成する随意契約登録者名簿に記載された者

(3) 次の各号のいずれにも該当しない者であること

- ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
- イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- カ 暴力的な要求行為を行う者
- キ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- ク 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- ケ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- コ その他前各号に準ずる行為を行う者

4 契約条項を示す場所及び問合せ先

〒630-8213 奈良市登大路町1番地の1

担当：奈良地方検察庁会計課国有財産係

電話：0742-27-6826

E-mail : ppo18-kaikei.7it@i.kensatsu.go.jp

5 オープンカウンター方式による見積合わせ実施要領、契約書案の交付期間及び交付場所

(1) 交付期間

令和8年2月12日（木）から同年2月26日（木）の午後5時まで
ただし、前記4の場所において交付を受ける場合は、前記期間の午前9時から午後5時まで（土・日、祝祭日を除く）

(2) 交付場所

奈良地方検察庁ホームページ、電子調達システム又は前記4の場所において交付する。

なお、電子メールによる交付を希望する場合には、請求者氏名、住所（法人の場合は、法人名及び担当者並びに所在地）及び電話番号を電子メールに記載の上、前記4の問合せ先に電子メールにて請求すること（電子メールの到達を電話で確認すること）

6 事前提出書類について

(1) 提出書類

ア 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）写し

当庁の随意契約登録者名簿に登録されていることが確認できた者は、上記書類の提出は不要とするので、登録されているか否か不明な場合は、当庁に問い合わせること

イ 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿添付）

別紙1の「誓約書」により提出すること

誓約書の日付は、作成日付を記載すること

誓約書の押印を省略する場合は、担当部署責任者の職名、氏名及び連絡先を必ず記載すること

誓約書の日付及び記名の記載がないものについては受け付けない。

ウ 奈良県又は近接府県に所在する本社・支社・営業所その他活動の拠点となる場所の所在地が分かる書類

所在地の分かる書類の様式については指定しない。

(2) 提出期限

令和8年2月27日（金）午後5時まで

提出書類につき、提出期限までに提出がない者及び参加資格がないと認められた者は本見積合わせに参加することができない。

担当者から当該事前提出書類に関して説明を求められた場合には応じなければならない。

(3) 提出場所

持参、郵送等又は電子メールにより、前記4の住所又はメールアドレス宛てに提出すること

7 質問書について

(1) 提出期限

令和8年2月20日（金）午後5時まで

(2) 提出場所等

持参、郵送等又は電子メールにより、別紙2質問書を前記4の住所又はメールアドレス宛てに提出すること

(3) 回答について

令和8年2月25日（水）までに提出者に対し回答を行う。

8 見積書の提出期限及び提出場所

(1) 提出期限

令和8年3月2日（月）午後5時まで

(2) 提出場所

電子調達システム又は奈良地方検察庁会計課国有財産係

(3) 提出方法

ア 電子調達システムによる場合は、当該システムに定める手続に従って提出すること

なお、提出期限までに電子調達システムによる見積書の提出がなかつた場合（当該システムの障害等により見積書を提出できなかつた場合を除く。）は、本件見積合わせへの参加を辞退したものとみなす。

イ 持参、郵送等又は電子メールにより提出する場合には、提出期限までに必着するように送付すること

9 見積合わせの日時

令和8年3月3日（火）午前10時

10 見積書に記載する見積価格

(1) 電子調達システムで提出する場合

電子調達システムにて入力する見積価格は、消費税及び地方消費税を抜いた合計金額を入力すること

また、見積内訳書（様式は任意）を必ず添付すること

(2) 紙又は電子データで提出する場合

見積書に記載する見積価格は、消費税及び地方消費税を抜いた合計金額を記載すること

11 見積りの無効

本公示に示した参加資格のない者が提出した見積り、見積りに関する条件に違反した見積りは無効とする。

12 契約保証金の納付

免除

13 その他

詳細は、オープンカウンター方式による見積合わせ実施要領による。

誓 約 書

- 私
 当社

は、下記1及び2のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

また、貴職において必要と判断した場合に、別紙役員等名簿により提出する当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

支出負担行為担当官 奈良地方検察庁検事正 殿

令和 年 月 日

住所（又は所在地）

社名及び代表者名

※ 添付書類：役員等名簿

※ 担当部署責任者の職名、氏名及び連絡先を明記した場合は、代表者の押印省略可

担当部署責任者の職名及び氏名

連絡先

(別紙)

役員等名簿

法人(個人)名: _____

所在地: _____

役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日	性別
	()	T S 年 月 日 H	男 ・ 女
	()	T S 年 月 日 H	男 ・ 女
	()	T S 年 月 日 H	男 ・ 女
	()	T S 年 月 日 H	男 ・ 女
	()	T S 年 月 日 H	男 ・ 女
	()	T S 年 月 日 H	男 ・ 女
	()	T S 年 月 日 H	男 ・ 女
	()	T S 年 月 日 H	男 ・ 女
	()	T S 年 月 日 H	男 ・ 女

(注) 法人の場合、本様式には、登記事項証明書に記載されている役員全員を記入してください。

誓 約 書 (記載例)

私

当社

は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

また、貴職において必要と判断した場合に、別紙役員等名簿により提出する当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

支出負担行為担当官 奈良地方検察庁検事正 殿

令和●●年●●月●●日

住所（又は所在地） ●県●市●町●丁目●番●号

社名及び代表者名

●●会社

代表取締役

● ● ● ●

※ 添付書類：役員等名簿

※ 担当部署責任者の職名、氏名及び連絡先を明記した場合は、代表者の押印省略可

担当部署責任者の職名及び氏名 ●●課●長 ● ● ● ●

連絡先 ●●—●●●●—●●●●

質問書

(日付) 令和 年 月 日

(会社名)

(担当者)

(所在地)

(電話)

(FAX)

*電子メールで質問書を提出する場合は、提出後、奈良地方検察庁国有財産係に電話すること

番号	区分・項目名等	質問事項	回答

(記載例)

質問書

(日付) 令和●●年●●月●●日

(会社名) ●●●●株式会社

(担当者) ● ● ● ●

(所在地) ●県●市●町●丁目●番●号

(電話) ●●-●●●●-●●●●

(FAX) ●●-●●●●-●●●●

*電子メールで質問書を提出する場合は、提出後、奈良地方検察庁国有財産係に電話すること

番号	区分・項目名等	質問事項	回答
1	(例示) 仕様書について	●●●●●について・・・ (簡潔にまとめる)	

契 約 書

支出負担行為担当官奈良地方検察庁検事正民野健治及び支出負担行為担当官近畿地方更生保護委員会委員長●●（以下「甲」という。）と●●（以下「乙」という。）は、以下のとおり、奈良地方法務合同庁舎における保安規程に基づく自家用電気工作物保安管理業務（以下「本件業務」という。）の委託について契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 本契約は、乙が別添仕様書に基づいて、本件業務を行い、甲がその対価を支払うことを目的とする。

（契約金額）

第2条 契約金額は、金●●円（消費税及び地方消費税額を含む。）とする。

2 甲の四半期ごとの分担金は次のとおりとする。

　奈良地方検察庁 金●●円

　（うち、消費税及び地方消費税額金●●円）

　奈良保護観察所 金●●円

　（うち、消費税及び地方消費税額金●●円）

（業務内容）

第3条 乙は、別添仕様書記載の業務内容につき行うものとする。

（注意義務）

第4条 乙は、本件業務を履行するに当たっては、甲の業務に支障を与えないよう常に善良な管理者の注意をもって、懇切かつ誠実に本件業務を履行するものとする。

（使用者責任）

第5条 乙は、本件業務に従事させる従業員等に対し、使用者として、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、職業安定法、その他従業員等に対する法令上の責任を全て負い、責任をもって管理し、甲に法令上の責任及び契約金額以外の負担を及ぼさないものとする。

（連絡責任者等）

第6条 甲は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のため巡視を行

う者を定めるとともに、本契約の履行に関して乙と連絡する連絡責任者をあらかじめ定め、その指名、連絡方法等を乙に通知するものとする。

- 2 甲は、前項の連絡責任者に事故がある場合は、その業務を代行させるため代務者を定め、直ちにその氏名、連絡方法等を乙に通知するものとする。
- 3 甲は、前各項に変更が生じた場合は、直ちに乙に通知するものとする。
- 4 甲は、連絡責任者等に乙の行う保安管理業務に立ち会わせるよう努めなければならない。

(電気工作物の設置又は変更)

第7条 自家用電気工作物を新たに設置又は変更しようとするときは、あらかじめ甲乙間において協議を実施し、電気工作物の安全確保に遺漏のないよう努めなければならない。

- 2 前項の自家用電気工作物の新たな設置又は変更により、本契約の変更を必要とするときは、甲乙協議の上、別途書面により定める。

(臨機の措置)

第8条 乙は、保安管理業務の履行に当たって事故が発生したとき、若しくは事故が発生するおそれのあるときは、甲の指示を受け、又は甲乙協議して臨機の措置を探らなければならない。ただし、緊急のやむを得ない事情があるときはこの限りでない。

(報告・通知)

第9条 乙は、本件業務に係る点検作業等を実施したときは、報告書を連絡責任者に提出するものとする。

年次点検の報告書については2部作成の上、提出すること。

- 2 乙は、前項の報告書によるほか、故障を修理した場合は、その都度、原因及び結果を連絡責任者に報告するものとする。
- 3 乙は、前2項による報告書等を基に、総括報告書及び改善提案書を作成し、甲に提出しなければならない。
- 4 前各項による報告書等は、甲乙それぞれにおいて3年間保存しなければならない。
- 5 甲は、いつでも乙に対し本件業務の履行状況等の報告を求めることができる。

(検査)

第10条 乙は、本件業務に係る点検作業等を完了したときは、本件業務の完了を確認するための甲の検査を受けるものとする。

2 甲は、本件業務が完了した旨の届出があったときは、その日から 10 日以内に前項の検査を行うものとする。

3 乙は、第1項の検査に合格しなかったときは、遅滞なくこれを是正改善して、甲の検査を受けなければならない。

4 第1項及び第2項の規定は、前項の場合に準用する。

(代金の請求及び支払)

第11条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、契約代金の支払を請求することができる。その際、消費税及び地方消費税額（消費税及び地方消費税額に1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）を明示し、併せて請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から適法な支払請求があったときは、その請求を受けた日から 30 日以内に契約代金を乙に支払うものとする。

3 甲は、自己の責めに帰すべき事由により前項に定める期間内に契約代金を支払わなかつたときは、乙に対して、その支払期限の翌日から起算して支払をするまでの日数に応じ、契約代金に対する年2.5パーセントの割合で計算した額を遅延利息として支払うものとする。ただし、前項に定める期間内に支払わないことが天災地変等やむを得ない事由による場合は、当該事由の継続する期間は、前項に定める期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計上しないものとする。

4 前項の規定により計算した遅延利息の額が 100 円未満である場合は、甲は、これを支払うことを要せず、その額に 100 円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(経費区分)

第12条 乙が本件業務を履行するに当たり必要とする機械器具、消耗品等及び検査確認不合格の際ににおけるやり直し等の経費は、全て乙の負担とする。

ただし、本件業務に関する光熱水量は、甲の負担とする。

(再委託)

第13条 乙は、本件業務の全部を第三者に委託することはできない。

2 乙は、本件業務の一部を再委託しようとする場合には、甲の定める様式により再委託承認申請書を提出し、甲の承認を受けなければならない。

3 乙は、本件業務の一部を再委託したときは、再委託の相手方の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。

4 乙は、本件業務の一部を再委託しようとするときは、乙が本契約を遵守するためには必要な事項について本契約書を準用して、再委託の相手方と約定しなければならない。

(再委託に関する内容の変更)

第14条 乙は、再委託に関する内容を変更しようとする場合には、甲の定める様式により再委託変更承認申請書を提出し、甲の承認を受けなければならない。

(履行体制)

第15条 乙は、再委託の相手方から更に第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した履行体制図を甲の定める様式により作成し、甲に提出しなければならない。

2 乙は、前項の履行体制図に変更があるときは、速やかに甲に届け出なければならない。ただし、商号又は名称及び住所のみの変更の場合は、届出を要しない。

3 前項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めたときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

(個人情報等の取扱い)

第16条 乙は、本契約に係る業務に関して、甲から提供された個人情報等及びその他知り得た個人情報等について、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び乙が策定した個人情報保護に関する基本方針等を遵守し、適正に取り扱うこととし、次の各号を遵守すること

(1) 乙は、本契約の履行に際し取り扱う個人情報等に関して、秘密保持及び適正管理の義務を負うこと

- (2) 乙は、甲から提供された個人情報等を取り扱う場合には、責任者、業務従事者の管理体制、実施体制及び個人情報等の管理状況に係る検査に関する事項等を整備し、その内容を甲に対し書面で報告すること
- (3) 乙は、甲から提供された個人情報等を実施体制に定めた者以外の者には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用しないこと
- (4) 乙は、個人情報等を複製等する場合、あらかじめ書面により甲の承認を受けること
- (5) 乙は、甲から提供された個人情報等が含まれる紙媒体及び電子媒体（これらの複製を含む。）について、本契約に係る業務終了後、あらかじめ合意した方法により、速やかに甲に返却し、又は個人情報等を復元及び判読不可能な状態に消去若しくは廃棄すること。消去又は廃棄した場合には、甲の定める様式により「廃棄等報告書」を提出すること
- (6) 乙は、甲から提供された個人情報等を取り扱う業務（以下「委託業務」という。）を第三者（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社を含む。）に再委託をしようとする場合には、甲の定める様式により「個人情報等取扱業務を含む業務委託に係る再委託承認申請書」を提出し、あらかじめ甲の承認を受けること
- (7) 乙は、再委託に関する内容を変更しようとする場合には、甲の定める様式により「個人情報等取扱業務を含む業務委託に係る再委託変更承認申請書」を提出し、甲の承認を受けること
- (8) 前2号の規定に基づく取扱いについては、再委託先が委託業務を更に再委託しようとする場合についても同様とする。
- (9) 乙は、委託業務を再委託したときは、再委託先の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。また、本条において、甲が乙に求める個人情報等の適切な管理のために必要な事項について、本契約書を準用して、再委託先と約定すること
- (10) 乙は、乙又は再委託先の個人情報等の管理につき、定期的に検査を行うこと
- (11) 本契約による業務を終了するときは、個人情報等が記録されている媒体を甲に返却することとし、外部への送付又は持出しをしてはならないこと

- (12) 乙は、本契約に係る業務に関して甲から提供された個人情報等及びその他知り得た個人情報等を当該業務の終了後においても他者に漏えいしないこと
- (13) 乙は、個人情報等の漏えい等の防止のため、被害拡大防止等のための適切な措置を探ることとし、漏えい等の事故が発生した場合には、速やかにその内容を甲に報告するとともに、甲の指示に従い、必要な措置を講ずること
- (14) 乙は、乙又は再委託先の責めに帰すべき事由により、個人情報等の漏えい、その他本条に係る違反等があった場合は、これにより甲又は第三者に生じた一切の損害について、賠償の責めを負うこと
- 2 甲は、必要と認めた場合は、乙又は再委託先の管理体制、実施体制、個人情報等の管理状況等について、乙に対し質問し、資料の提供を求め、乙又は再委託先の事業所等の関係場所において調査をすることができる。
- 3 乙が第1項各号の一に違反したことにより甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

(権利義務の譲渡禁止等)

第17条 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合には、甲の対価の支払による弁済の効力は、甲が予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。

(期限の延長)

第18条 乙は、自己の責めに帰することができない事由により履行期限内に本件業務を履行することができないときは、甲に対して遅滞なく理由を付して履行期限の延長を求めることができる。ただし、延長の日数は、甲乙が協議して定めるものとする。

- 2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により履行期限内に本件業務を履行することができないときは、乙から遅延料を徴して履行期限を延長することができる。
- 3 前項の遅延料は、遅延日数1日につき契約金額（契約締結後に契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額。以下同じ。）から既納部分に対する契約金額相当額を控除した額に対して年3.0パーセントの割合で計算した額とする。

（甲の契約解除権等）

第19条 甲は、次の各号に掲げる事項の一に該当する事由があるときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 本契約の履行に関し、乙又は乙の代理人に不正行為があったとき
 - (2) 納入期限内又は納入期限後相当の期限内に成果物を納入する見込みのないことが明らかに認められたとき
 - (3) 乙が本契約の条項に違反したとき
- 2 前項各号の一に該当するときは、甲は、契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額の違約金を乙に対して請求できるものとする。乙が甲の指定する期限までに支払わない場合は、乙は、甲に対し、期間満了の日の翌日から起算して支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。ただし、乙が支払うべき遅延利息に100円未満の端数がある場合にはこれを切り捨て、遅延利息が100円未満である場合には支払を要しないものとする。
- 3 前項に定める違約金は、損害賠償の予定又はその一部としないものとする。
- 4 乙は、甲の責めに帰すべき事由により、本件業務を履行することが不可能となったときは、本契約を解除することができる。
- 5 甲及び乙は、第1項又は前項によるほか、双方の合意があったときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 6 第1項、第4項又は前項の規定により本契約が解除されたときは、甲は、業務が完了した部分に対し、算出した金額を乙に支払わなければならない。

（損害の賠償）

第20条 乙は、債務不履行その他請求原因のいかんにかかわらず、甲に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

2 前項に定める賠償金額は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(談合等の不正行為に係る契約解除)

第21条 甲は、本契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。以下同じ。）の規定による排除措置命令を行ったとき
- (2) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき
- (3) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による罪の嫌疑により公訴を提起されたとき

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第22条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第7条又は第8条の2の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき

- (2) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第7条の2第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき、又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき
- (3) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人であるときは、その役員又は使用人)について、刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき
- 2 乙は、前項第3号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第7条の2第1項の規定による納付命令（同法第7条の3第1項若しくは第2項又は第3項の規定を適用したものに限る。）を行い、当該納付命令が確定したとき
- (2) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき
- 3 乙は契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき請求することを妨げない。
- 5 乙が第1項及び第2項に規定する違約金を甲の指定する期限までに支払わない場合は、乙は、甲に対し、期間満了日の翌日から起算して支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。ただし、乙が支払うべき遅延利息に100円未満の端数がある場合にはこれを切り捨て、遅延利息が100円未満である場合には支払を要しないものとする。
- 6 本条の規定は、本契約の履行が完了した後においても効力を有する。

(属性要件に基づく契約解除)

第23条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告

を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（行為要件に基づく契約解除）

第24条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて甲の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

（下請契約等に関する確約）

第25条 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）、受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）及び下請負人若しくは

受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の相手方をいう。以下同じ。)としないことを確約する。

(下請契約等に関する契約解除)

第26条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(違約金等)

第27条 甲は、第23条及び第24条の各号の一に該当すると認められるときは、本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額の違約金を乙に対して請求できるものとする。

2 前項に定める違約金は、損害賠償の予定又はその一部としないものとする。

3 甲は、第23条、第24条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償又は補償は要しないものとする。

4 乙は、甲が第23条、第24条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

5 前項に定める賠償金額は、甲乙協議の上、定めるものとする。

6 乙が第1項に規定する違約金を甲の指定する期限までに支払わない場合は、乙は、甲に対し、期間満了の日の翌日から起算して支払をするまでの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。ただし、乙が支払うべき遅延利息に100円未満の端数がある場合にはこれを切り捨て、遅延利息が100円未満である場合には支払を要しないものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第28条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下単に「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告し、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

(契約不適合責任)

第29条 甲は、成果物の引渡しを受けた後、成果物の種類、品質又は数量が本契約の内容に適合しないものであることを発見したときは、乙に対して、乙の費用でこれを補修するなどの追完を請求することができる。ただし、その不適合が甲の責めに帰すべきものであるときは、追完を請求することはできない。

2 甲は相当と認める期間を定め、乙に対し前項の追完の催告を行ったにもかかわらず、その追完がないときは、甲は、乙に対してその不適合の程度に応じて代金の減額請求をすることができる。

ただし、次の各号に掲げる場合には、甲は追完の催告をすることなく、乙に対して直ちに代金の減額請求をすることができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき
- (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき
- (3) 契約の性質により、履行期限までに履行しなければ本契約の目的を達することができない場合において、乙が履行期限までに履行の追完をしないでその期限を経過したとき
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、甲が追完の催告をしても乙が追完する見込みがないことが明らかであるとき

3 甲は、第1項の追完を請求したときは、成果物の納期の日から追完が完了するまでの期間に応じて第18条第3項の規定に準じて計算した金額を請求することができる。この場合、甲は、当該請求のほか、契約金額の100分の10に相当する額の違約金を乙に対して請求することができる。

4 甲が第2項の催告をし、甲の定める期間内に履行の追完がないときは、甲は、本契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、甲は、契約金額の100分の20に相当する額の違約金を乙に対して請求することができる。

きる。なお、甲が返還すべき成果物が既にその用に供せられていたとしても、これにより受けた利益を返還しないことができる。

- 5 乙が前2項に規定する違約金を甲の指定する期限までに支払わない場合は、乙は、甲に対し、期間満了の日の翌日から起算して支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。ただし、乙が支払うべき遅延利息に100円未満の端数がある場合にはこれを切り捨て、遅延利息が100円未満である場合には支払を要しないものとする。
- 6 第3項及び第4項の規定は、成果物が本契約の内容に適合しないことにより甲に生じた直接又は間接の損害の額が第3項及び第4項に基づいて請求した違約金を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
- 7 第4項の規定に伴い、本契約が解除されたときは、甲は業務が完了した部分に対し、算出した金額を乙に支払うものとする。
- 8 甲は、第1項から第6項までの請求をするに当たっては、乙が本契約に不適合な成果物を引渡した場合において、甲がその不適合を知ったときから1年以内に、乙に対して不適合の内容を通知しなければならない。

(所有権)

第30条 本契約に係る成果物の所有権は、その引渡しにより甲に帰属するものとする。

(知的財産権の帰属等)

第31条 本契約により納入される成果物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。）は、前条に規定する所有権の移転の時に甲に移転するものとする。

- 2 乙は、成果物に係る著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を一切行使しないものとする。
- 3 乙は、成果物の作成に当たり、第三者の特許権、意匠権、著作権等の知的財産権を利用するときは、その利用に対する一切の責任を負うものとする。
- 4 前項の知的財産権の利用に関し、第三者との間に紛争が生じたときは、乙は、自己の責任において解決に当たるものとする。

5 前項の紛争により甲が損害を被ったときは、乙は、甲に対し、その損害を賠償するものとする。

(過失責任)

第32条 乙は、乙の従業員等の故意又は過失により甲の施設機器等を破損又は紛失した場合、その損害を賠償する責めを負うものとする。ただし、甲がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

2 乙は、甲の責めに帰することができない事由により乙の従業員等が本件業務遂行中に被った損害につき、これを補償するものとし、甲は一切の責任を負わないものとする。

(危険負担)

第33条 甲は、当事者双方の責めに帰することができない事由により、乙が本件業務を履行することができなくなったときは、反対給付の履行を拒むことができる。

2 甲は、自己の責めに帰すべき事由により、乙が本件業務を履行することができなくなったときは、反対給付の履行を拒むことはできない。ただし、自己の債務を免れたことにより、利益を得たときは、これを甲に償還しなければならない。

(割合的報酬)

第34条 乙は、甲の責めに帰することができない事由により、本件業務を完了することができなくなった場合又は本契約が本件業務の完了前に解除された場合において、乙が既に履行した業務のうち、可分な部分によって甲がその利益を受けたときは、乙は、甲が受けた利益の割合に応じて契約代金の支払を請求することができる。この場合、乙は、可分な部分について第10条の規定に準じて甲の検査を受けなければならない。

(秘密の保持)

第35条 乙は、本契約の遂行上知り得た秘密事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

2 前項の規定は、本契約が終了した後も有効に存続する。

(契約保証金)

第36条 本契約に関しては、保証金の納付を免除する。

(補則)

第37条 本契約の条項の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。本契約書に定めのない事項についても、同様とする。

上記の契約の証として本書2通を作成し、当事者が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和8年4月1日

甲の代表者 奈良市登大路町1番地の1
支出負担行為担当官
奈良地方検察庁検事正 民野健治

乙 ●●

仕 様 書

1 件名

奈良地方法務合同庁舎における自家用電気工作物保安管理業務

2 履行場所

奈良市登大路町1番地の1 奈良地方法務合同庁舎

3 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 業務概要

奈良地方法務合同庁舎における自家用電気工作物が、常に正常な状態を維持できるよう、点検、測定及び試験を行うとともに、電気工作物に異常が発生した際に速やかに原因を特定し、適切な措置を行うものとする。

5 対象設備

(1) 需要設備

ア 設備容量 250kVA

イ 受電電圧 6, 600V

(2) 非常用予備発電装置

ア 発電機定格容量 60kVA

イ 給電電圧 220V

ウ 原動機の種類 ディーゼルエンジン

(3) 常用発電所 なし

6 保安管理業務について

(1) 受託者が実施する保安管理業務は、電気事業法第43条第1項に定める自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務であって、委託者の保安規程に基づき電気工作物の保安管理業務を実施する者（以下「保安業務担当者」という。）が自ら実施するものとする。

ア 受託者は、電気工作物の維持及び運用について、別紙1「保安管理業務委託細目」に従って、定期的な点検、測定及び試験を行い、その結果を報告するとともに、経済産業省令で定める電気設備に関する技術基準を定める省令（以下「技術基準」という。）の規定に適合しない事項又

は適合しないおそれがあるときは、委託者に対し、その採るべき措置を指示又は助言する。

イ 受託者は、委託者又は電力会社等から、電気事故その他電気工作物に異常が発生又は発生するおそれがある旨の連絡を受けたときは、事故の原因を究明し、応急措置を指示し、再発防止措置に努めるべき措置を指示又は助言するとともに、必要に応じて臨時点検を行う。

ウ 受託者は、電気事業法第106条の規定に基づく電気関係報告規則に定める電気事故報告を行う必要がある場合は、委託者に対し、事故報告を行うよう指示するとともに、事故報告の作成及び手続の助言を行う。

エ 電気事業法第107条第4項に規定する立入検査の立会いを行う。

オ 電気工作物の工事、維持及び運用に関する中部近畿産業保安監督部長への提出書類及び図面について、その作成及び手続の助言を行う。

カ 電気工作物の設置又は変更の工事について、設計の審査及び竣工検査を行い、必要に応じその採るべき措置について委託者に報告する。

キ 電気工作物の設置又は変更の工事について、委託者の通知を受けて別紙1の定めるところにより、工事期間中の点検を行い、その結果を委託者に報告するとともに、技術基準の規定に適合しない事項又は適合しないおそれがあるときは、その採るべき措置について委託者に指示又は助言をする。

(2) 保安管理業務のうち、次の各号の一に該当する電気工作物については、受託者の監督の下で点検が行われ、かつ、その記録が受託者により確認されるものに限り、委託者は点検、測定及び試験の全部又は一部を電気事業者、電気機器製造業者等に依頼して行うことができるものとする。

ア 設備の特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検を行うことが困難な電気工作物

イ 設置場所の特殊性のため、受託者が点検を行うことが困難な電気工作物

ウ 事業所外で使用されている可搬型機器である電気工作物

エ 発電設備のうち電気設備以外である電気工作物

(3) 使用機器及びそれに付随する配線器具等については、前記(1)によるほか、委託者が確認を行うものとする。

- (4) 委託者は前記(1)の業務以外に、低圧電路の絶縁状態を常時監視する業務を受託者に委託するものとし、その細目は別紙2「常時監視業務の細目」の定めるところにより、処置を行うものとする。
- (5) 受託者は、保安管理業務の実施に当たり、事前に委託者に連絡の上、その了承を得て、委託者の指定する職員の立会いの下に保安管理業務を実施するものとする。
- (6) 受託者は、保安管理業務を実施する際には必ず安全確認を行い、事故のないよう努めなければならない。

7 業務内容

- (1) 月次点検 隔月1回
- (2) 年次点検 每年1回
- (3) 臨時点検 必要の都度
- (4) 工事期間中の点検
設置・改造等の工事期間中において毎週1回以上行うものとする。

- (5) 竣工検査
工事完成後行うものとする。

定期的に行う点検内容の詳細については、別紙1によるものとする。

8 監視装置の設置について

- (1) 自家用電気工作物の保安管理業務を行うに当たり、受託者が設置する装置は、絶縁監視装置とする。
- (2) 絶縁監視装置は、常に正常に稼動するように受託者の責任の下にメンテナンスを行う。

9 保安業務担当者の資格等

- (1) 受託者は、電気工作物の保安管理業務を実施する保安業務担当者には、電気事業法施行規則に適合する者を充てること
- (2) 保安業務担当者は、保安管理業務に従事する資格を有する証を常に携行し、委託者の求めに応じ提示すること
ただし、緊急の場合はこの限りでない。
- (3) 保安業務担当者は、必要に応じて他の保安業務担当者（以下「保安業務従事者」という。）に保安管理業務の一部を実施させることができる。

- (4) 保安業務担当者及び保安業務従事者は、必要に応じて補助者を同行させ、保安管理業務の実施を補助させることができる。
- (5) 保安業務担当者を明確にするため、受託者は、前各項で定める保安業務担当者及び保安業務従事者を定め、その氏名、生年月日、主任技術者免状の種類及び番号を、受託者の事業所への連絡方法とともに、書面をもって委託者に通知すること
保安業務担当者等が変更する場合にあっても同様とする。
- (6) 委託者は、受託者の事業所への連絡方法を確認し、第2項の証明書及び第5項の通知書等により本人の確認を行う。

10 記録の保存について

委託者は、受託者が実施し報告した保安管理業務の結果の記録等を確認するとともに、委託者と受託者の双方において3年間保管するものとする。

11 支払方法

四半期ごとの支払いとする。

12 その他

- (1) 本社・支社・営業所及びその他活動の拠点となる場所が奈良県又は近接府県に所在していること
- (2) 受託者に対して委託者から提供した資料については、原則として貸し出すものとし、契約最終月の検査後、1週間以内に委託者に返却し、返却した旨の書面を委託庁へ提出すること
- (3) その他記載のない事項については、関係法令及び「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修建築保全業務共通仕様書（令和5年版）」に基づくものとする。

保安管理業務委託細目

1 受託者は、委託者の保安規程に基づき、委託者が設置する自家用電気工作物の保安管理業務について、次の各号に掲げるとおり実施し、その結果について委託者に報告すること

また、技術基準に適合しない事項がある場合は、必要な指示又は助言を行うこと

- (1) 電気工作物の維持及び運用が適正に行われるよう、定期的に行う電気工作物の点検、測定及び試験（以下「定期点検」という。）
- (2) 電気事故発生時等の応急措置（現状確認、送電停止、電気工作物の切り離し等）の指示及び事故原因探求への協力並びに再発防止のための対策への指示又は助言及び状況に応じた臨時点検
- (3) 中部近畿産業保安監督部長への提出書類及び図面について、その作成及び手続の助言
- (4) 法令に基づく立入検査への立会い
- (5) 電気工作物の設置又は変更の工事について、設計の審査、工事期間中の点検及び試験
- (6) その他、受託者がこの契約を履行するために必要な事項

2 前項第1号に定める定期点検の種類及び頻度は、別表「点検、測定及び試験の基準等」（以下「別表」という。）のとおりとし、技術基準への適合状況の確認を行う。

3 第1項第5号に定める工事期間中の点検は、別表に定める外観点検を行い、電気工作物の施工状況及び技術基準への適合状況の確認を行う。

4 保安業務担当者が、委託者の保安規程に基づき、保安管理業務を自ら実施する。ただし、次の(1)から(4)までに掲げる電気工作物であって、保安業務担当者の監督の下で点検が行われ、かつ、その記録が保安業務担当者により確認されているものに係る保安管理業務については、この限りでない。

- (1) 設備の特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検を行うことが困難な電気工作物

- ア 建築基準の規定に基づき、一級建築士等の検査を要する建築設備
 - イ 消防法の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者等の点検を要する消防用設備等又は特殊消防用設備等
 - ウ 労働安全衛生法の規定に基づき、検査業者等の検査を要することとなる機械
 - エ 機器の精度等の観点から専門の知識及び技術を有する者による調整を要する機器（医療用機器、オートメーション化された工作機械群等）
 - オ 内部点検のための分解、組立に特殊な技術を要する機器（密閉型防爆構造機器等）
- (2) 設置場所の特殊性のため、受託者が点検を行うことが困難な電気工作物
- ア 立入りに危険を伴う場所（酸素欠乏危険場所、有毒ガス発生場所、高所での危険作業を伴う場所、放射線管理区域等）
 - イ 情報管理のため立入りが制限される場所（機密文書保管室、研究室、金庫室、電算室等）
 - ウ 衛生管理のため立入りが制限される場所（手術室、無菌室、新生児室、クリーンルーム等）
 - エ 機密管理のため立入りが制限される場所（独居房等）
 - オ 立入りに専門家による特殊な作業を要する場所（密閉場所等）
- (3) 事業場外で使用されている可搬型機器である電気工作物
- (4) 発電設備のうち電気設備以外である電気工作物
- 5 別表に記載する事項のうち、主要な事項の取扱いは次のとおりとする。
- (1) 月次点検は、電気工作物の運転を停止しない状態で目視等により実施する。ただし、設備の状況により、運転を停止して点検することができる。
 - (2) 年次点検は、停電により設備を停止状態にして1年に1回以上実施する。ただし、信頼性が高く、かつ、別表と同等と認められる点検が1年に1回以上実施され、その結果が良好である機器については、委託者と受託者が協議の上、停電により設備を停止状態にして実施する点検を3年に1回以上とすることができるものとする。また、年次点検は当該月の月次点検を含む。

なお、年次点検を行うに当たっては、関西電力送配電の引込開閉作業も

行うものとし、同作業に当たっての開閉器操作費用も保安費用に含むものとすること

- (3) 前号の信頼性が高いとは、次の要件を満たすものとする。

経済産業省告示第249号第4条第7号において規定されている設備条件を満たすものであって、設備更新推奨時期を超えていないもの

- (4) 第2号の別表と同等と認められる点検とは、前号の要件を満たしていることを確認するとともに、同別表の備考において示した点検をいう。

- (5) 定期点検のための執務時間は、別表の各項目について実施し、かつ、その結果採るべき措置の指示、助言を行うために必要な時間とする。

- (6) 定期点検時には、別表に記載の点検のほか、委託者に、日常巡視等において異常等がなかったか否かの問診を行い、異常等があった場合は、保安業務担当者としての観点から点検を行う。

6 絶縁監視装置を設置している事業場

- (1) 点検は、別表のとおり実施する。

- (2) 警報動作電流（設定の上限値は50ミリアンペアとする。）以上の漏えい電流が発生している旨の警報（以下「漏えい警報」という。）を連続して5分以上受信した場合又は5分未満の漏えい警報を繰り返し受信した場合は、受託者は、警報発生の原因を調査し、適切な措置を行うものとする。

- (3) 受託者は、警報発生時の受信の記録を3年間保存する。

点検、測定及び試験の基準等

対象	項目	月次点検			年次点検			
		周期	点検箇所、ねらい	試験・測定	周期	点検箇所、ねらい	周期	試験・測定
引込関係	支持物等	2か月	損傷、汚損、腐食、たるみ、ゆるみ、傾斜、腐朽、脱落、外れ、異物付着、腐食、亀裂、支持点間隔、敷設部の無断掘削、接地線の腐食・断線・外れ		1年	ハンドホール・マンホールの浸水、地盤沈下の影響	1年	接地抵抗測定（※2）
	電線、ケーブル	2か月	電線等の高さ・他物との離隔距離、標識、ヘッド・接続箱・分岐箱など接続部の過熱による変色、損傷、腐食、汚損、コンパウンド油漏れ、亀裂、接地線の腐食・断線・外れ		1年	接地線接続部のゆるみ	1年	絶縁抵抗測定（※1）
	負荷開閉器	2か月	損傷、変形、腐食、開閉表示、操作紐の取付状態、異物付着、亀裂、汚損、接続箇所の過熱による変色、制御装置箱施錠確認、接地線の腐食・断線・外れ		1年 1年	接地線接続部のゆるみ 開閉操作・表示確認	1年 1年 1年 1年	絶縁抵抗測定（※1） 接地抵抗測定（※2） 保護継電器動作特性試験（※3） 保護継電器連動動作試験（※3）
高圧受電設備	断路器	2か月	異音、異臭、過熱による変色、損傷、変形、汚損、腐食、亀裂、接地線の腐食・断線・外れ		1年 1年 1年 1年 1年	開閉操作確認 接触子の接触状態確認 操作機構部動作状態の確認 接地線接続部のゆるみ 接続箇所のゆるみ	1年 1年	絶縁抵抗測定（※1） 接地抵抗測定（※2）
	遮断器	2か月	異音、異臭、ガス圧力、開閉表示、損傷、変形、汚損、亀裂、過熱による変色、腐食、接地線の腐食・断線・外れ		1年 1年 1年 1年 1年	開閉操作確認 接触子の消耗度合いの確認 操作機構部動作状態の確認 接地線接続部のゆるみ 接続箇所のゆるみ 接触子の接触状態確認	1年 1年 1年 1年	絶縁抵抗測定（※1） 接地抵抗測定（※2） 保護継電器動作特性試験（※3） 保護継電器連動動作試験（※3）
	計器用変成器	2か月	異音、異臭、損傷、汚損、亀裂、過熱による変色、溶断表示、接地線の腐食・断線・外れ		1年 1年	接続箇所のゆるみ 接地線接続部のゆるみ	1年 1年	絶縁抵抗測定（※1） 接地抵抗測定（※2）
	高圧カットアウト	2か月	異音、異臭、損傷、汚損、亀裂、腐食、過熱による変色		1年 1年	接続箇所のゆるみ 接触子の接触状態確認	1年	絶縁抵抗測定（※1）
	変圧器	2か月	異音、異臭、油量、過熱状態、損傷、変形、汚損、亀裂、腐食、接続箇所の過熱による変色、漏油、振動、付属装置の動作状態・取付状態、接地線の腐食・断線・外れ、PCB使用・保管の表示	低圧電路の漏洩電流測定	1年 1年 1年 1年 1年	吸湿防止剤の変色 接続箇所のゆるみ 接地線接続部のゆるみ 付属装置各部の点検（機能及び状態） 内部確認	1年 1年 3年	絶縁抵抗測定（※1） 接地抵抗測定（※2） 絶縁油酸価試験、絶縁破壊電圧試験
	高圧母線等	2か月	異音、異臭、損傷、汚損、過熱による変色、支持物の損傷、汚損、亀裂、脱落		1年	接続箇所のゆるみ	1年	絶縁抵抗測定（※1）

項目 対象		月次点検			年次点検			
		周期	点検箇所, ねらい	試験・測定	周期	点検箇所, ねらい	周期	試験・測定
受・配電盤	指示計器等	2か月	異音, 異臭, 損傷, 汚損, 表示状態	電圧, 負荷電流測定	1年	端子部ゆるみ		
	開閉器等	2か月	異音, 異臭, 過熱による変色, 損傷, 汚損, 亀裂, 腐食		1年	接続箇所のゆるみ	1年	絶縁抵抗測定 (※ 1)
	進相コンデンサ直列リアクトル	2か月	異音, 異臭, 過熱状態, ふくらみ, 損傷, 汚損, 亀裂, 腐食, 漏油, 変色, 接地線の腐食・断線・外れ, PCB使用・保管の表示		1年 1年	接続箇所のゆるみ 接地線接続部のゆるみ	1年 1年	絶縁抵抗測定 (※ 1) 接地抵抗測定 (※ 2)
	低圧配線等	2か月	異音, 異臭, 損傷, 汚損, 過熱による変色		1年	接続箇所のゆるみ	1年	絶縁抵抗測定 (※ 1)
	保護継電器	2か月	異音, 異臭, 損傷, 汚損		1年	接続箇所のゆるみ	1年	保護継電器動作特性試験 (※ 3)
	接地装置	2か月	接地装置の損傷・汚損・腐食, 接地線の腐食・断線・外れ		1年	端子部ゆるみ	1年	接地抵抗測定 (※ 2)
構造物等・配電設備	キューピクル, 構造物等	2か月	損傷, 变形, 腐食, 雨漏り, 雨雪侵入, 小動物侵入口の有無, 施錠状態, 保護柵の損傷・腐食, 照明設備, 整理・整頓, 消火設備の状態, 標識・表示					
	配電設備	2か月	電線等の高さ・他物との離隔距離, 損傷, たるみ, 端末処理部の損傷・亀裂・汚損, 過熱による変色, 支持物等の損傷, 汚損, 腐食, たるみ, ゆるみ, 傾斜, 腐朽, 脱落, 外れ, 異物付着, 腐食, 亀裂, 支持点間隔, 敷設部の無断掘削, 接地線の腐食・断線・外れ		1年 1年	ハンドホールの浸水, 地盤沈下の影響 接地線接続部のゆるみ	1年 1年	絶縁抵抗測定 (※ 1) 接地抵抗測定 (※ 2)
負荷設備	低圧機器	2か月	異音, 異臭, 指示状態, 損傷, 汚損, 接地線の腐食・断線・外れ		1年	接続箇所のゆるみ	1年 1年	絶縁抵抗測定 (※ 1) 接地抵抗測定 (※ 2)
	低圧配線等	2か月	異音, 異臭, 損傷, 汚損, 過熱による変色		1年	接続箇所のゆるみ	1年	絶縁抵抗測定 (※ 1)
	開閉器等	2か月	異音, 異臭, 過熱による変色, 損傷, 汚損, 亀裂, 腐食		1年	接続箇所のゆるみ	1年	絶縁抵抗測定 (※ 1)
	接地装置	2か月	接地装置の損傷・汚損・腐食, 接地線の腐食・断線・外れ		1年	端子部ゆるみ	1年	接地抵抗測定 (※ 2)
蓄電池地設備	蓄電池	2か月	損傷, 汚損, 变形, 腐食, 固定状態, 液量, 漏液, 沈殿物, 色相, 極板・セパレータの湾曲	電圧測定	1年 1年 1年	耐酸塗料のはくり床面の腐食, 損傷 接続箇所のゆるみ 触媒栓の有効期限	6か月 1年 1年 1年 1年	均等充電 電圧測定 (セルごと) (※ 5) 比重測定 (※ 5) 液温測定 (※ 5)
	充電装置等	2か月	異音, 異臭, 損傷, 汚損, 变形, 腐食, 指示状態, 接地線の腐食・断線・外れ		1年 1年	接続箇所のゆるみ 接地線接続部のゆるみ	1年	絶縁抵抗測定 (※ 1)

項目 対象		月次点検			年次点検			
		周期	点検箇所, ねらい	試験・測定	周期	点検箇所, ねらい	周期	試験・測定
非常用予備発電装置	原動機関係	2か月	損傷, 汚損, 変形, 腐食, 外れ, 固定状態, 油量, 水量, 油漏, 漏水, 堂巣, 始動空気圧, 漏気, 蓄電池電圧,	始動試験	1年	機関主要部分の分解, 点検	1年 1年	保護継電器動作特性試験(※3) 保護継電器連動動作試験(※3)
	発電機関係	2か月	損傷, 汚損, 変形, 腐食, 固定状態	始動試験	1年 1年	接続箇所のゆるみ 接地線接続部のゆるみ	1年 1年 1年 1年	絶縁抵抗測定(※1) 接地抵抗測定(※2) 保護継電器動作特性試験(※3) 自動起動試験(※4)
	開閉器等	2か月	異音, 異臭, 過熱による変色, 損傷, 汚損, 亀裂, 腐食		1年	接続箇所のゆるみ	1年	絶縁抵抗測定(※1)
	蓄電池	2か月	損傷, 汚損, 変形, 腐食, 固定状態, 液量, 漏液, 沈殿物, 色相, 極板・セパレータの湾曲	電圧測定	1年 1年	耐酸塗料のはくり床面の腐食, 損傷 接続箇所のゆるみ	6か月 1年	均等充電 電圧測定(セルごと)(※5)
	充電装置等	2か月	異音, 異臭, 損傷, 汚損, 変形, 腐食, 指示状態, 接地線の腐食・断線・外れ		1年 1年	接続箇所のゆるみ 接地線接続部のゆるみ	1年	絶縁抵抗測定(※1)
	接地装置	2か月	接地装置の損傷・汚損・腐食, 接地線の腐食・断線・外れ		1年	端子部ゆるみ	1年	接地抵抗測定(※2)
その他	絶縁監視装置	2か月	異音, 異臭, 損傷, 汚損, 表示状態, 警報設定値確認, 警報受信記録装置確認	試験鉗による検知動作・警報伝送・通報適否	1年 1年	接続箇所のゆるみ 接地線接続部のゆるみ	1年 1年	絶縁監視装置動作試験 警報自動伝送試験

備考

1 年次点検

年次点検は、停電により設備を停止状態にして1年に1回以上実施します。

ただし、※を付した項目については、信頼性が高く、かつ、同等と認められる点検が1年に1回以上実施され、その結果が良好である機器については、甲、乙協議の上、停電により設備を停止状態にして実施する点検を3年に1回以上とすることができるものとします。

この場合、「信頼性が高い」及び「同等と認められる点検」とは次のとおりとします。

- (1) 「信頼性が高い」とは次の要件を満足するものとします。

経済産業省告示第249号第4条第7号において規定されている設備条件を満たすものであって、設備更新推奨時期を超えていないもの

- (2) 「同等と認められる点検」とは、前項の要件を満たしていることを確認するとともに、※を付した項目を次のとおり点検し、経年劣化傾向を評価するものとします。

ア 絶縁抵抗測定（※1）

(ア) 直近の全停電で実施した年次点検の点検結果の確認

(イ) 直近の全停電で実施した年次点検の点検結果に影響を及ぼすおそれのある工事の有無

(ウ) 直近の全停電で実施した年次点検の点検結果に影響を及ぼすおそれのある使用環境の有無の確認

(エ) 充電中に実施する点検

 a 活線絶縁測定（高圧及び低圧回路の漏洩電流測定）

 b 目視点検（絶縁被覆の損傷、過熱による変色等）

イ 接地抵抗測定（※2）

(ア) 直近の全停電で実施した年次点検の点検結果の確認

(イ) 直近の全停電で実施した年次点検の点検結果に影響を及ぼすおそれのある工事（土壌が変化するような工事を含む）の有無

(ウ) 直近の全停電で実施した年次点検の点検結果に影響を及ぼすおそれのある使用環境の有無の確認

(エ) 充電中に実施する点検

 a 活線接地測定（クランプ式接地抵抗計による測定）

 b 目視点検（接続部の緩み、腐食、断線等）

ウ 保護継電器動作特性試験及び保護継電器連動動作試験（※3）

(ア) 直近の全停電で実施した年次点検の点検結果の確認

(イ) 直近の全停電で実施した年次点検の点検結果に影響を及ぼすおそれのある工事の有無

(ウ) 直近の全停電で実施した年次点検の点検結果に影響を及ぼすおそれのある使用環境の有無の確認

(エ) 充電中に実施する点検

 a 外観点検

 (a) 遮断器・開閉器本体の変形・損傷、接続部端子の緩み・変色

 (b) 継電器本体の変形・損傷、異音、異臭、電源ランプの点灯、インジケータの状態、接続部端子の緩み・変色

 (c) 制御線保護管の損傷・断線等

 b 配電盤点検（電圧、電流を計測し、継電器の入力に異常がないか確認）

エ 非常用予備発電装置自動起動試験（※4）

(ア) 直近の全停電で実施した年次点検の点検結果の確認

(イ) 直近の全停電で実施した年次点検の点検結果に影響を及ぼすおそれのある工事の有無

(ウ) 直近の全停電で実施した年次点検の点検結果に影響を及ぼすおそれのある使用環境の有無の確認

(エ) 充電中に実施する点検

 a 外観点検（継電器本体の変形・損傷、異音、異臭、電源ランプの点灯、接続部端子の緩み・変色）

 b 始動試験（始動指令から電圧確立までの時間測定）

 c 計器類の点検（電圧計、周波数計、回転速度、温度、圧力の確認）

 d 運転状態の点検（表示灯、配管等からの油漏れ、水漏れ、各部の異常振動、異音、異臭）

 e 停止試験（停止指令から停止までの時間測定）

オ 密閉型蓄電池設備のセル電圧測定、比重測定及び液温測定（※5）

(ア) 直近の全停電で実施した年次点検の点検結果の確認

(イ) 直近の全停電で実施した年次点検の点検結果に影響を及ぼすおそれのある工事の有無

(ウ) 直近の全停電で実施した年次点検の点検結果に影響を及ぼすおそれのある使用環境の有無の確認

(エ) 充電中に実施する点検

 a セル電圧測定、比重測定（メーカーのバッテリーテスター使用により劣化傾向を判断する）

 b 液温測定（容器をサーモテスターで測定）

 c 目視点検（損傷、汚損、変形、液漏れ等）

2 月次点検

月次点検の頻度は隔月1回以上とします。

常時監視業務の細目

1 監視装置の設置

受託者は、委託者の事業所の低圧電路の絶縁状態を監視するため、受託者の負担により常時監視装置を設置するものとし、常に正常に稼働するよう保守を行うものとする。

2 委託者の協力

委託者は、監視装置を設置する場所の提供、電灯配線など既存設備の利用について便宜を供するものとする。

3 監視装置の保全

委託者は、受託者の設置した監視装置の善良なる保全に努めることとし、移設、取り外し、修理等を行わないものとする。

万一、委託者の故意過失によって監視装置に損傷を与えた場合には、その損害相当額を弁済するものとする。

オープンカウンター方式による見積合わせ実施要領

(目的)

第1条 この要領は、奈良地方検察庁（以下「当庁」という。）が実施するオープンカウンター方式による物品、役務その他の契約の見積合わせを行う場合の取扱いについて必要な事項を定める。

(定義)

第2条 オープンカウンター方式とは、当庁が会計法第29条の3第5項に基づき随意契約するに当たって、予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第99条の6に基づく見積合わせを行う場合において、見積書を微取する相手方を特定することなく、見積合わせに参加を希望する者から見積書の提出を受け、契約の相手方を決定する方式をいう。

(対象)

第3条 この要領は、予決令第99条第2号、第3号、第4号又は第7号に規定するもののうちで、当庁が本方式によることが適当であると認められるものを対象とする。

(見積書の提出)

第4条 見積合わせに参加する者は、当庁ホームページ等に掲載した見積依頼の公示、本要領、仕様書等を熟読した上で、見積りをしなければならない。

2 見積書の様式は任意（ただし、見積依頼の公示において、様式、記載方法等を示している場合はそれによるものとする。）とするが、記載する金額は消費税及び地方消費税を含めた合計金額とし、契約担当官等（会計法第29条の3第1項に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）が示した日時までに提出しなければならない。

3 見積書の押印については、省略することができる。

ただし、押印を省略する場合は、当該書類に、発行権者等の氏名、担当者の氏名及び連絡先を記載しなければならない。

4 見積書の提出に当たっては、持参のほか、電子メール、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業

者による同条第2項に規定する信書便による見積書の提出も認めるが、見積書の提出期限までに到達しなかった見積書は無効とする。

5 前項の規定にかかわらず、電子調達システムを使用して見積合わせを行う契約案件については、参加者は電子調達システムを通じて見積書を提出することができる。この場合において、電子調達システムにて入力する見積価格は、消費税及び地方消費税を抜いた合計金額とし、見積内訳書（様式は任意）を必ず添付するものとする。

6 一度提出した見積書の引換え、変更又は取消しは認めない。

（見積合わせ）

第5条 見積合わせに参加する者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に抵触する行為を行ってはならない。

2 見積合わせは、見積依頼の公示に記載した日時に非公開で行う。

3 見積書の提出期限までに見積書の提出がないとき又は予定価格の制限に達した価格の見積りがないときは、原則として再度の見積依頼の公示又は見積書の提出者に対して再度の見積依頼を行うが、それが困難な場合等においては当庁が選定した者へ見積りを依頼することができるものとする。

（見積りの無効）

第6条 次の各号の一に該当する見積りは、無効とする。

- (1) 参加資格のない者が行った見積り
- (2) 記名を欠く見積り
- (3) 金額を訂正した見積り
- (4) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な見積り
- (5) 明らかに連合によると認められる見積り
- (6) 同一人の見積りで金額の異なる2通以上の見積り
- (7) 前各号に掲げるほか、当庁の指示に違反し、又は見積りに関する必要な条件を具備していないとき

（契約の相手方の決定）

第7条 有効な見積りを行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最も安価な見積書を提出した者を契約の相手方とする。

2 予定価格の制限の範囲内で最も安価な見積書を提出した者が二人以上ある

ときは、くじにより契約の相手方を決定する。くじ引きの日程等は、電話等で速やかに通知し、該当者が参加することができない場合は、その者に代わって当庁の契約事務に関係のない職員にくじを引かせる。

なお、電子調達システムを使用して見積合わせを行う契約案件については、原則として電子調達システムを利用してくじ引きを行うので、紙により見積書を提出する場合においても任意の3桁の数字（電子くじ番号）を記載しなければならない。

3 見積合わせの結果は、契約の相手方に決定した者に通知するほか、当庁ホームページで契約の相手方及び契約金額を公表する。

(契約の締結)

第8条 契約書又は請書の作成の要否は、見積依頼の公示において示すものとし、契約の相手方はそれに応じるものとする。

(参加資格)

第9条 見積合わせに参加することができる者は、他に定めるほか、次の各号に該当する者とする。

(1) 予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同令第70条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 次の各号のいずれかに該当する者であること。

ア 法務省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「物品の製造」、「物品の販売」又は「役務の提供等」で、近畿地域の競争参加資格を有する者

イ 当庁が作成する随意契約登録者名簿に記載された者

(3) 次の各号のいずれにも該当しない者であること。

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2

- 条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) 又は暴力団員 (同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。) である者
- イ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- カ 暴力的な要求行為を行う者
- キ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- ク 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- ケ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- コ その他前各号に準ずる行為を行う者
- (その他)

第10条

- (1) この要領に基づき見積書を提出した者は、見積書提出後に、本要領、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 見積書の作成、提出に係る費用は、全て見積合わせに参加する者が負担すること。
- (3) 見積合わせを公正に執行することができない状態にあると認めるときは、見積合わせの執行を中止する。
- (4) 契約の相手方を決定するために、見積合わせ参加者に対し追加資料の提出を求める場合があるので、これに従うこと。
- (5) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (6) 契約の相手方が、正当な理由なく業務を履行しない場合等不誠実な行為をした場合においては、損害賠償の請求を行うことがある。